

北竜町不妊治療費助成事業のお知らせ

北竜町では、不妊治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の一部を助成します。

1. 助成内容

(1) 医療保険適応となる不妊治療費の自己負担額を全額助成します。

治療内容：検査（原因検索）、原因疾患への治療（精管閉塞や子宮奇形など）、一般不妊治療（タイミング法・人工授精）、生殖補助医療（体外受精・顕微授精・男性不妊の手術）等
※但し、**高額療養費制度等が対象となる場合は、制度適用後の自己負担額**が助成対象となります。
また入院における食事代、個室代などは治療費には含みません。

(2) 医療保険適応外となる不妊治療費の自己負担額を、年間30万円を上限に助成します。

治療例：年齢や治療回数を超えており、保険適応とならない生殖補助医療に関する治療費、その他保険適応とならない先進医療に当てはまる治療
※夫婦それぞれに治療を受けても、世帯内でかかった総費用のうち30万円を上限とします

2. 助成の対象となる方（以下の両方を満たす方）

1. 婚姻している（事実婚を含む）夫婦で、夫婦どちらかが北竜町に住所があり、かつ居住している方
2. ご夫婦の両方が公的医療保険に加入している方

3. 申請方法

【申請時期】

4月～翌年3月に要した治療費を、年度末の**3月31日までに**申請してください。

申請は年度途中でも受け付けますので、治療状況に合わせて随時申請をしてください。証明書の発行などの関係で、年度末（3月31日）までに申請が間に合わない場合はご相談ください。

【申請窓口】

こども・くらし応援課 健康推進係（すこやかセンター窓口）

【必要書類】

- ①北竜町不妊治療費助成申請書
- ②医療機関等証明書（治療を受けた医療機関に提出し、証明をもらってください）
※妻、夫それぞれに治療を受けている場合は、各1枚ずつ証明書が必要となります。
※指定医院にて先進医療を受けた場合は、先進医療分の証明も必要となります。
- ③院外処方がある場合は、調剤薬局が発行した調剤診療報酬明細書と領収書
- ④夫及び妻の加入医療保険が証明できる書類（健康保険証など）
- ⑤事実婚の場合は戸籍謄本、また事実婚にあるが住居を別としている場合は事実申立書
- ⑥医療機関等証明書にて高額療養費適用後の自己負担額が判明しない場合には、負担額・支給額がわかる書類
- ⑦助成金の振込先の口座がわかるもの（通帳の写しなど）



申請に必要な書類は、こども・くらし応援課 健康推進係でお渡しします。

①、②については、町ホームページからもダウンロードができます。

【その他】

- ・高額療養費制度により後日医療費の払い戻しを受けた場合には、差し引かれた残りの額が助成対象となります。申請は制度を利用した後に速やかに行ってください。
- ・不妊治療費助成事業に関する手続きや相談は、プライバシーに配慮して行います。希望があれば保健師が訪問しますので、ご相談ください。